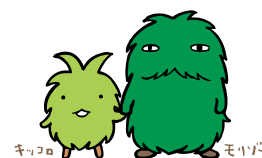


「モリゾー」「キッコロ」 着ぐるみ使用の承認基準と手続きについて



MLC

モリコロライセンスセンター（窓口）

〒103-0015

東京都中央区日本橋箱崎町41番12号

KDX 箱崎ビル6階

Tel : 03-3663-2500 Fax : 03-3663-2301

一般財団法人地球産業文化研究所

はじめに

愛・地球博の公式マスコットキャラクター「モリゾー」「キッコロ」は博覧会の認知を高めるために色々な場面で出演してきました。

愛・地球博閉幕後は、その理念継承・発展に資するものについて一般財団法人地球産業文化研究所（財団法人 2005 年日本国際博覧会協会より権利を継承。以下「GISPRI」といいます。）が認められたものに限り着ぐるみ使用を承認しています。

モリゾー・キッコロの着ぐるみの使用については、GISPRI モリコロライセンスセンター（以下「MLC」といいます。）の承認が必要です。

着ぐるみを使用する場合は、事前に必ずMLCに使用申請をし、承認を得てください。尚、使用を中止した場合に発生する損害及び費用について、GISPRI は負担しません。

この趣旨をご理解いただき、愛・地球博の理念の継承・発展にご協力いただきますようお願い申し上げます。

1 使用承認の基準について

着ぐるみ使用に関する申請については、GISPRI 内に審査委員会を設置し、使用目的や方法等につき承認基準との整合性を審査いたします。承認にあたっての基準は以下の通りとします。

(1) 承認基準

- 1) 使用する活動・事業が、愛・地球博の理念継承・発展に関連した次のいずれかの内容であること。
 - ・青少年への環境教育プログラム
 - ・自然再生・環境保護のための活動
 - ・その他環境問題に関する意識啓発事業
 - ・愛・地球博の開催を記念する事業
- 2) その他使用することが適切であると GISPRI が認める場合

(2) 次の各号のいずれかに該当する場合は承認をしません。

- 1) 愛・地球博の理念継承・発展に資すると認められない場合
- 2) 使用目的が明らかでない場合
- 3) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- 4) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
- 5) 不当な利益をあげるために利用されるおそれがある場合
- 6) 着ぐるみを『着ぐるみ使用マニュアル』に従わずに使用するおそれがある場合
- 7) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- 8) その他、GISPRI が着ぐるみの使用について不適切と認める場合

2 申請受付期間

申請受付期間は、使用日が月の前半の場合は前々月 1 日から前々月 15 日まで、使用日が月の後半の場合は前々月 16 日から前々月末日までとします。

原則として申請受付期間外の受付は行いません。

3 承認手続きについて

以下の手順に従って着ぐるみ使用申請の手続きを行います。尚、申請に要した費用等について、GISPRI は負担しません。また、提出を受けた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

(1) 申請手順

1) 申請資料をMLCに提出

- ・「モリゾー・キッコロ<着ぐるみ>使用申請書」
(申請書は、無償用と企業活動(有償)用があります。)
- ・企画資料①(開催イベント等の企画内容の詳細が記載された書面)
- ・企画資料②(着ぐるみの使用目的及び具体的な出演内容が記載された書面)
- ・着ぐるみを使用する団体、企業等の概要書(パンフレットでも結構です)
※申請後、内容に変更(追加・中止等)が発生した場合はMLCへご連絡ください。

2) 承認審査

MLCにて受け付けた上記申請を、GISPRI 内に設置する『「愛・地球博」キャラクター等使用許諾審査委員会』にて審査いたします。

※申請受付期間終了後、10日を目安に審査結果をご連絡いたします。

3) 「モリゾー・キッコロ<着ぐるみ>使用承認書」の交付

(2) 着ぐるみの貸し出し

- ・原則として使用日の前日に着ぐるみを貸し出します。
- ・着ぐるみの貸し出しは1行事につき、モリゾー・キッコロ各1体です。
(単体で貸し出すことはありません。)
- ・搬送は申請者自身がされることを基本としますが、申し出があれば配送も可能です。
- ・搬送にかかる経費は、申請者の負担です。
※搬送には間口の広いハイエースクラスワゴン車等をお願いいたします。
※搬送中に着ぐるみの一部または全てが見えないように配慮してください。

(3) 着ぐるみ使用マニュアル(ホームページよりダウンロードしてください。)

- ・「着ぐるみ使用マニュアル」をよく読み、正しくご使用ください。
- ・モリゾー・キッコロは、原則として声は発しません。声を発したり、メッセージを投げかけたりする設定がある場合は、必ずMLCへご相談ください。
- ・着ぐるみに対して破損・汚損・紛失・改造などがあった場合、その状態に応じて修繕費等を請求することがあります。

(4) 着ぐるみの返却

使用後の翌日までに返却してください。

(注) イベント等の告知にキャラクターの名称やデザインを使用する場合は、キャラクター等の使用許諾の申請も必要です。ホームページをご確認ください。